

# 佐波川洪水予報実施要領

中国地方整備局山口河川国道事務所（以下「山口河川国道事務所」という。）と下関地方気象台は、「佐波川洪水予報業務に関する細目協定（令和4年6月13日）」（以下、「細目協定」という。）に基づき、佐波川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

## 1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は山口河川国道事務所では河川管理課、下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

## 2 洪水予報を行う際に用いる資料

佐波川における流域内の気象庁雨量観測所、国土交通省雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

## 3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は原則として、山口河川国道事務所においては河川管理課長が、下関地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、山口河川国道事務所と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下、「情報システム」という。）又は、付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

## 4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

## 5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、以下のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

## 6 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うものとし、その際、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、洪水予報の種類及び情報名を選定するものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、すみやかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

## 7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

なお、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。また、これを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

## 8 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

(1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- ① 下関地方気象台と山口河川国道事務所の間の資料の交換については、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。
- ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合には、山口河川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認、承認等を行う。
- ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、下関地方気象台及び山口河川国道事務所のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

(2) 洪水予報の作業場所の機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。

- ① 機能喪失した山口河川国道事務所では実施すべき作業を、中国地方整備局の本局(連絡先は付表5)で代行する。
- ② 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

## 9 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) この実施要領の内容を変更する必要がある場合、又はこの実施要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。
- (3) この実施要領は、令和4年6月13日から施行するものとする。
- (4) この実施要領の締結を証するため、本実施要領書2通を作成し、各自1通を保管する。

制 定 平成8年3月22日  
一部改正 平成9年7月14日  
一部改正 平成10年4月24日  
一部改正 平成12年3月30日  
一部改正 平成17年8月19日  
一部改正 平成18年3月31日  
一部改正 平成19年4月19日  
一部改正 平成25年3月4日  
一部改正 平成25年8月30日  
一部改正 平成25年10月1日  
一部改正 平成27年3月17日  
一部改正 平成28年4月1日  
一部改正 令和元年5月29日  
一部改正 令和3年5月31日  
一部改正 令和4年6月13日

令和4年6月13日

中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課長 千田 裕司

下関地方气象台 防災管理官 清家 裕喜

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる佐波川流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
佐波川	防府	ほうふ	防府市大字植松1143番地	4
	和田	わだ	周南市埴163	140

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
佐波川	堀	ほり	山口市徳地堀上清水1943-1	76.3
	野谷	のたに	山口市徳地野谷掛平620	200.5
	真尾	まなお	防府市真尾小池454	28.3
	三谷	みたに	山口市徳地三谷滑山国有林26	613.0
	仁保津	にほづ	周南市栄山	314.0
	高瀬	たかせ	周南市大字高瀬257	314.0
	石ヶ岳	いしがたけ	周南市栄山石ヶ岳山頂	924.0
	河内山	こうちやま	山口市徳地柚木重ヶ625-2	460.0

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m
	新橋	しんばし							
佐波川	新橋	しんばし	北緯34度03分49秒 東経131度33分30秒	防府市西佐波令新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60	4.80
	漆尾	うるしお	北緯34度10分49秒 東経131度38分38秒	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00	4.30
	堀	ほり	北緯34度11分22秒 東経131度39分15秒	山口市徳地堀	2.00	3.00	3.90	4.30	5.00

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当官署
山口県（防府土木建築事務所）	F A X 又は加入電話	山口河川国道事務所
河川情報センター	//	//
防府市水防本部	メール	//
山口市水防本部	メール	//
山口市 徳地総合支所水防本部	メール	//
NTT五反田センター※	気象情報伝送処理システム （警報のみ伝達）	下関地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	//
山口県防災危機管理課	//	//
NHK山口放送局 （広島放送局）※2	//	//

※ NTT五反田センターへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 障害時やNHK山口放送局の職員非在時間帯はNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	6時間雨量
佐波川	新橋水位観測所上流域	60mm
	漆尾水位観測所上流域	60mm

付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 下関地方気象台から山口河川国道事務所に通報するもの
- ア 山口市又は防府市に発表された注意報・警報（水防活動用）
  - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
  - ウ 解析雨量
  - エ 降水短時間予報
  - オ 次の観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）  
佐波川：新橋、漆尾

- (2) 山口河川国道事務所から下関地方気象台に通報するもの

ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）

堀、野谷、真尾、三谷、仁保津、高瀬、石ヶ岳、河内山

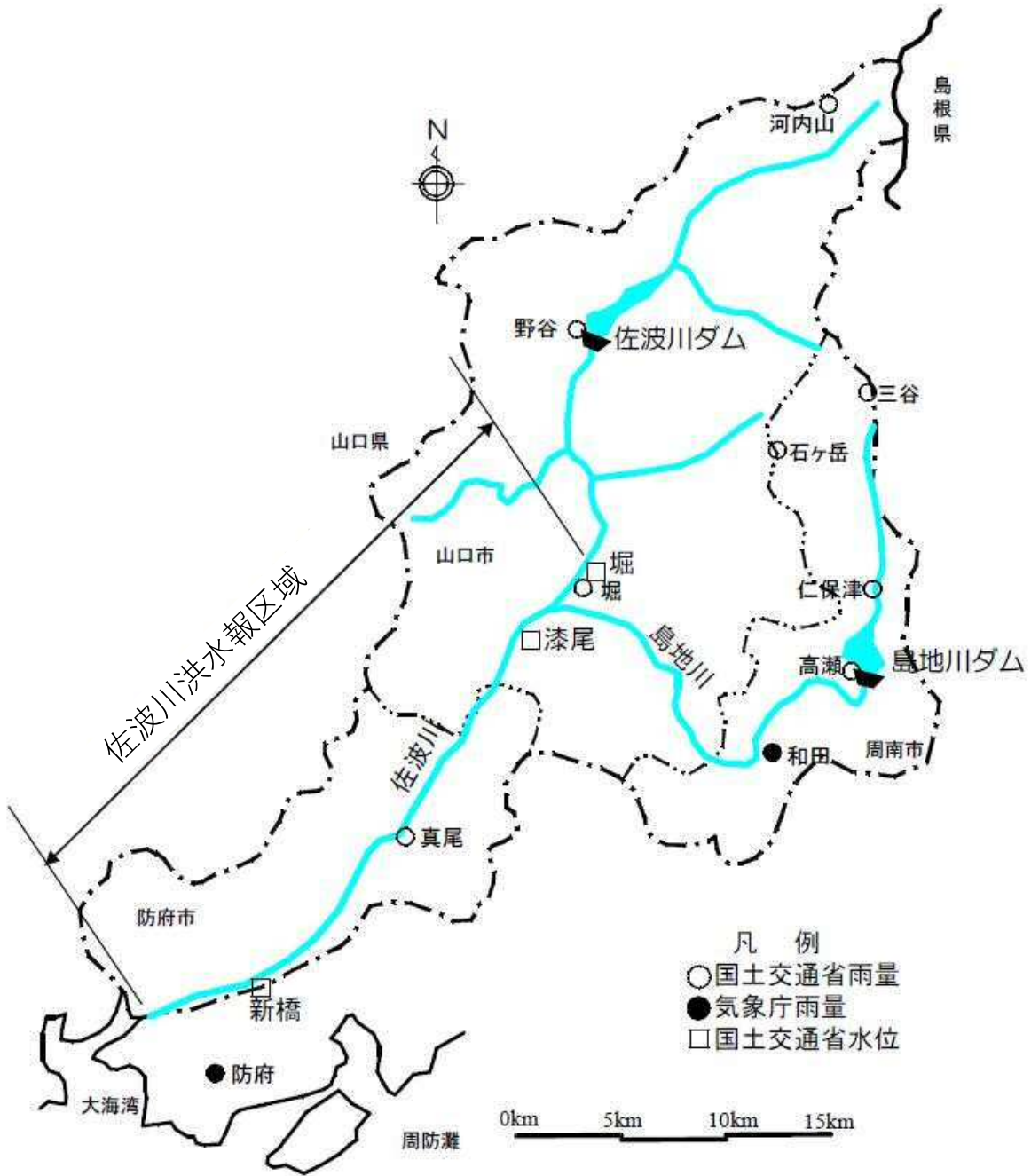
イ 次の観測所の水位（実況）

新橋、漆尾、堀

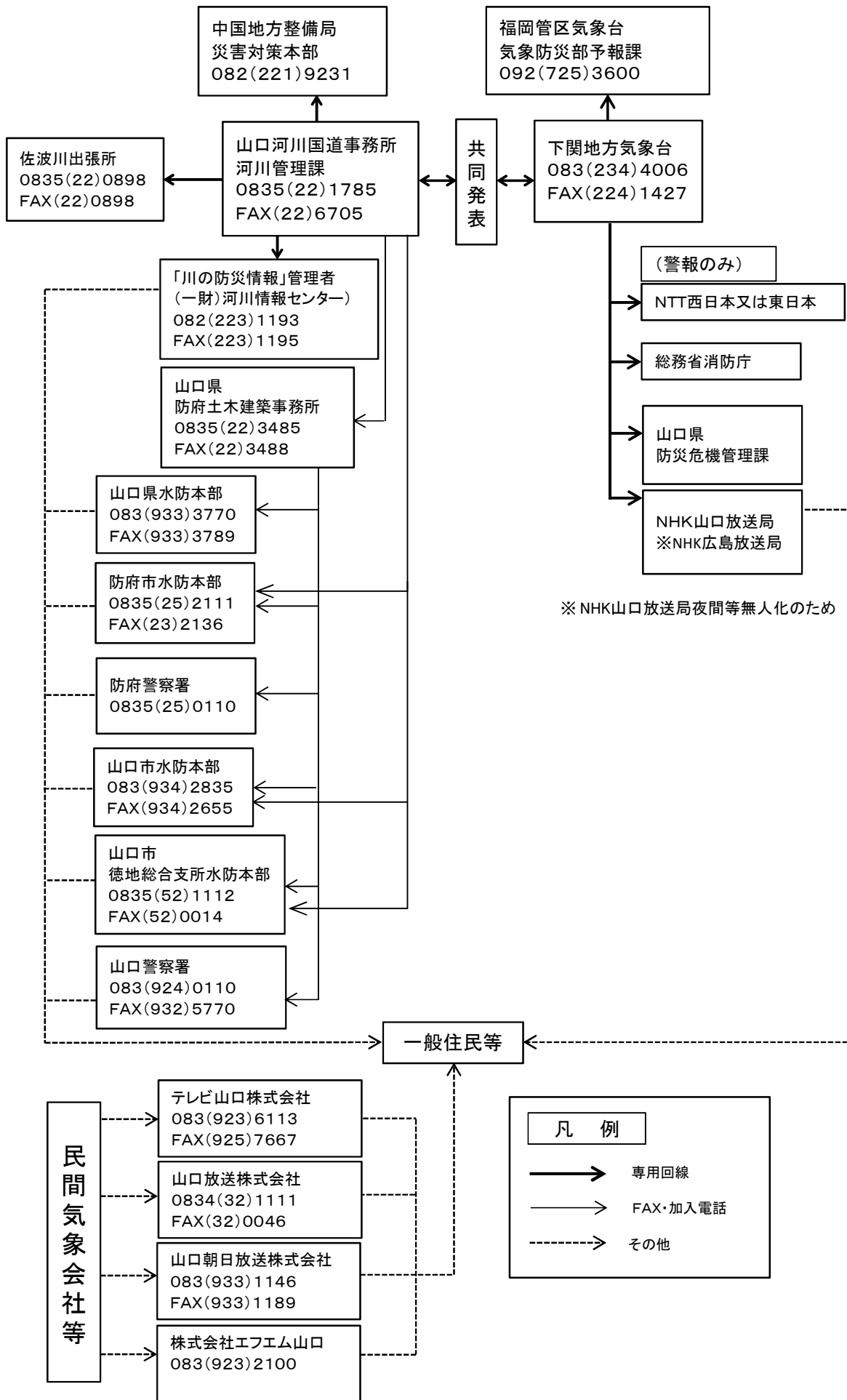
付表5 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	FAX番号
山口河川国道事務所	中国地方整備局 水災害予報センター	内線 87-3851 87-3852 外線 082-511-6214 082-511-6215	082-511-6491
下関地方气象台	福岡管区气象台 気象防災部予報課	092-715-8591	092-771-2886

付図1 洪水予報区域及び雨量・水位観測所配置図



付図2 佐波川洪水予報伝達系統図



注：山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、山口朝日放送株式会社及び株式会社エフエム山口については、それぞれの機関が、個別に民間気象会社等から佐波川洪水予報を入手している。



付図3

洪水予報の発表イメージ

発表者	
国土交通省 気象庁	山口河川国道事務所 下関地方気象台

→

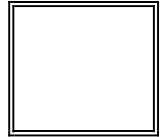
第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	



正規

佐波川<sup>さば かわ</sup>氾濫注意情報

佐波川洪水予報第1号  
洪水注意報（発表）  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
山口河川国道事務所・下関地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】佐波川<sup>さば かわ</sup>では、氾濫注意水位に到達し、  
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】佐波川<sup>さば かわ</sup>の新橋水位観測所<sup>しんばし</sup>（防府市<sup>ほうふし</sup>）では、「氾濫注意水位」に到達し、今  
後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に〇ミリの雨が降っています。  
今後この雨は降り続く見込みです。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量の見込み
佐波川流域	〇ミリ	〇ミリ

(水位)

佐波川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
新橋 水位観測所 (防府市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
漆尾 水位観測所 (山口市)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
堀 水位観測所 (山口市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	新橋水位観測所	漆尾水位観測所	堀水位観測所
	防府市	山口市	山口市
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.6	4.0	4.3
レベル3水位 避難判断水位※	4.2	3.6	3.9
レベル2水位 氾濫注意水位	3.4	3.4	3.0
レベル1水位 水防団待機水位	2.7	2.3	2.0
受け持ち区間	佐波川	佐波川	佐波川
	左岸 佐波川10.5km金波地先から海まで市	左岸 島地川合流点から佐波川10.5km金波地先まで	左岸 中国自動車道から島地川合流点まで
	右岸 佐波川10.5km金波地先から海まで市	右岸 島地川合流点から佐波川10.5km金波地先まで	右岸 中国自動車道から島地川合流点まで
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	山口県防府市佐波地域、華城地域、牟礼地域(岸津)、大道地域(遠ヶ崎・大道干拓)、松崎地域の一部、勝間地域の一部、新田地域の一部、中関地域の一部、西浦地域の一部、右田地域の一部	山口県山口市庄方、伊賀地、岸見、麻生 山口県防府市右田地域(和田峪・矢筈)、小野地域の一部	山口県山口市庄方、堀

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから
	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a>
	<a href="https://frl.river.go.jp">https://frl.river.go.jp</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 山口河川国道事務所 河川管理課 電話：0835-22-1890  
気象関係：気象庁 下関地方气象台 電話：083-234-4006

## 臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

### 1. 発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と气象台等（気象庁大気海洋部、管区气象台、地方气象台）が共同で発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時点で洪水予警報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して伝達するものとする。

### 2. 発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区<sup>※1</sup>において、特別警報が警報等へ切り替えられる際<sup>※2</sup>に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

※1 都府県を基本。ただし、北海道は複数の地方に分割。

※2 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

### 3. 発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

#### 4. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過すると思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考に送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

#### 5. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。

# 洪水予報（臨時）の発表イメージ

佐波川洪水予報(臨時)  
令和〇年〇月〇日〇時〇分  
国土交通省 山口河川国道事務所  
気象庁 下関地方気象台

## 「山口県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

山口県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わりましたが、佐波川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。指定河川洪水予報をご確認ください

■ **佐波川** では、 **氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)** を発表中です。

佐波川の 新橋 水位観測所(山口県防府市) 区間において氾濫が発生。新橋 水位観測所(山口県防府市) では、区間内での浸水範囲の拡大に注意が必要です。各自安全確保を図るなど、適切な防災行動を取ってください。

佐波川の 漆尾 水位観測所(山口県山口市)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

佐波川の 堀 水位観測所(山口県山口市)では、避難判断水位を超過しており、水位は上昇中。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
佐波川	新橋 (山口県防府市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意
佐波川	漆尾 (山口県山口市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中
佐波川	堀 (山口県山口市)	避難判断水位超過	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。  
川の防災情報 <https://www.river.go.jp>  
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先  
水位関係：国土交通省 山口河川国道事務所 河川管理課 tel:0835-22-1890  
気象関係：気象庁 下関地方気象台 tel:083-234-4006

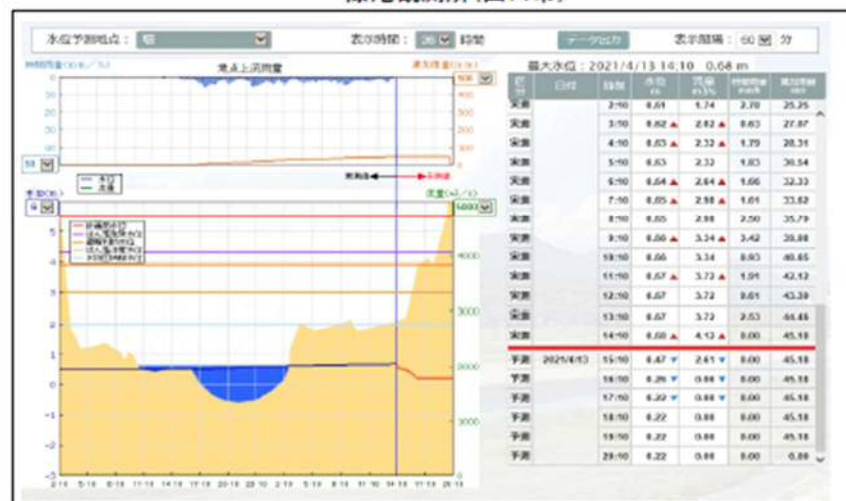
(参考資料)



新橋観測所(防府市)



漆尾観測所(山口市)



堀観測所(山口市)



「山口県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

山口県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わりましたが、佐波川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。指定河川洪水予報をご確認ください

■ さば がわ  
佐波川

では、

氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報) を発表中です。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
さば がわ 佐波川	しんばし やまぐちけん ほうふし 新橋 (山口県防府市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意
さばがわ 佐波川	うるしお やまぐちけん やまぐちし 漆尾 (山口県山口市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中
さばがわ 佐波川	ほり やまぐちけん やまぐちし 堀 (山口県山口市)	避難判断水位超過	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。  
川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>  
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 山口河川国道事務所 河川管理課 tel:0835-22-1890  
気象関係：気象庁 下関地方気象台 tel:083-234-4006